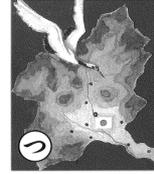




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年2月1日(月) 号外(第2号)

■ 目 次

規 則

○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)

ページ

2

■ 規 則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第七号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の表に次のように加える。

四	指定代理納付者に納付させる歳入の事務取扱手数料	当該指定代理納付者が納付する歳入
---	-------------------------	------------------

第二百二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、相手方との契約等に、特別の定めがあるときは、この限りでない。
第二百二条第二項を次のように改める。

2 会計管理者又は出納員は、前項の繰替払をしたときは、次項に規定する場合を除き、繰替伝票(繰替払計算書及び繰替払報告書をいう。)を起票し、繰替払計算書を収入調定者に、繰替払報告書を支出命令者に送付しなければならない。ただし、第五十三条第一項の規定により直接収納した場合は、現金領収伝票へ必要事項を記載することにより、これに代えることができる。

第二百二条第四項を削り、同条第五項中「第二項」の下に「(県税の報奨金、法人の県民税の利子割額の控除不足額に係る還付金又は県税等の還付加算金の繰替払をしたときを除く。)」を加え、「領収済通知票(払込用)」を「繰替払計算書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「支出命令者は」の下に「、第二項の繰替払報告書」を加え、「、第四項の県税繰替払報告書」を削り、同項を同条第五項とする。

第一百一十一条の二並びに第二百五十六條第一号及び第二号中「県税繰替払計算書」を「繰替払計算書」に改める。

別表第四支出負担行為整理区分表(二)の表繰替払の項中「県税繰替払報告書」を「繰替払報告書」に改める。

別表第六中「県税繰替払計算書」を「繰替払計算書」に、「県税繰替払報告書」を「繰替払報告書」に、「県税繰替伝票」を「繰替伝票」に改める。

別記様式第八十六号中「~~繰替払計算書~~」を「繰替払計算書」に、「~~繰替払報告書~~」に、「~~繰替伝票~~」を「繰替伝票」に改め、「県税を」を削る。

別記様式第八十七号中「~~繰替払計算書~~」を「繰替払計算書」に、「~~繰替払報告書~~」に、「~~繰替伝票~~」を「繰替伝票」に改め、「県税を」を削る。

別記様式第八十八号中「~~繰替払計算書~~」を「繰替払計算書」に、「~~繰替払報告書~~」に、「~~繰替伝票~~」を「繰替伝票」に改め、「県税を」を削る。

別記様式第八十九号中「~~繰替払計算書~~」を「繰替払計算書」に、「~~繰替払報告書~~」に、「~~繰替伝票~~」を「繰替伝票」に改め、「県税を」を削る。

附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県財務規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
